

第VI章 保存（保存管理）

第1節 方向性

史跡真福寺貝塚の本質的価値を有する要素を確実に保護し、次世代に継承するために、史跡指定地、及び遺跡の広がりが確認されている範囲、周知の埋蔵文化財包蔵地について、3つの地区に区分しました。さらにⅠ・Ⅱ地区は地下遺構の性格からA～D地区に区分し、その地区毎に保存管理の方法と現状変更の取扱基準を定めます。

Ⅰ - A地区

主要な遺構・遺物が存在する範囲のうち、縄文時代後期から晩期の低湿地であり、地下に有機質遺物が良好に保存されています。泥炭層をはじめとする遺構を確実に保護するとともに、積極的な活用を図ります。

Ⅰ - B地区

主要な遺構・遺物が存在する範囲のうち、縄文時代後期から晩期の高まりと低湿地間の斜面となる範囲で、集落の広場にあたると考えられます。確実に遺構を保護するとともに、積極的な活用を図ります。

Ⅰ - C地区

主要な遺構・遺物が存在する範囲のうち、縄文時代後期から晩期の環状の高まり（居住域）の範囲で、住居跡、貯蔵穴、貝層等の遺構が発見されています。高まりの地形とこれらの遺構を確実に保護するとともに、積極的な活用を図ります。

Ⅰ - D地区

主要な遺構・遺物が存在する範囲のうち、縄文時代後期から晩期の環状の高まりの外延部で、居住域のバックヤードにあたります。遺構を確実に保護するとともに、積極的な活用を図ります。

Ⅱ地区

発掘調査や地下レーダー探査により主要な遺構の存在が明らかとなった範囲で、「今後保存が必要となる範囲」と位置づけます。遺跡の保存を確実にするために、権利者の同意をいただけた範囲から史跡追加指定を進めます。

また、Ⅱ地区は遺構の性格によりAからDの4つに区分されます。

Ⅱ - A地区：確認調査や航空写真（昭和24年米軍撮影）から低湿地の広がり推測される範囲であり、追加指定後はⅠ - A地区同様、地下の泥炭層・遺構・遺物を保護する必要があります。

Ⅱ - B地区：高まりと低湿地間に位置し、追加指定後は遺構を確実に保護する必要があります。

Ⅱ - C地区：縄文時代後期から晩期の環状の高まり（居住域）であり、追加指定後は住居跡などの遺構を確実に保護する必要があります。

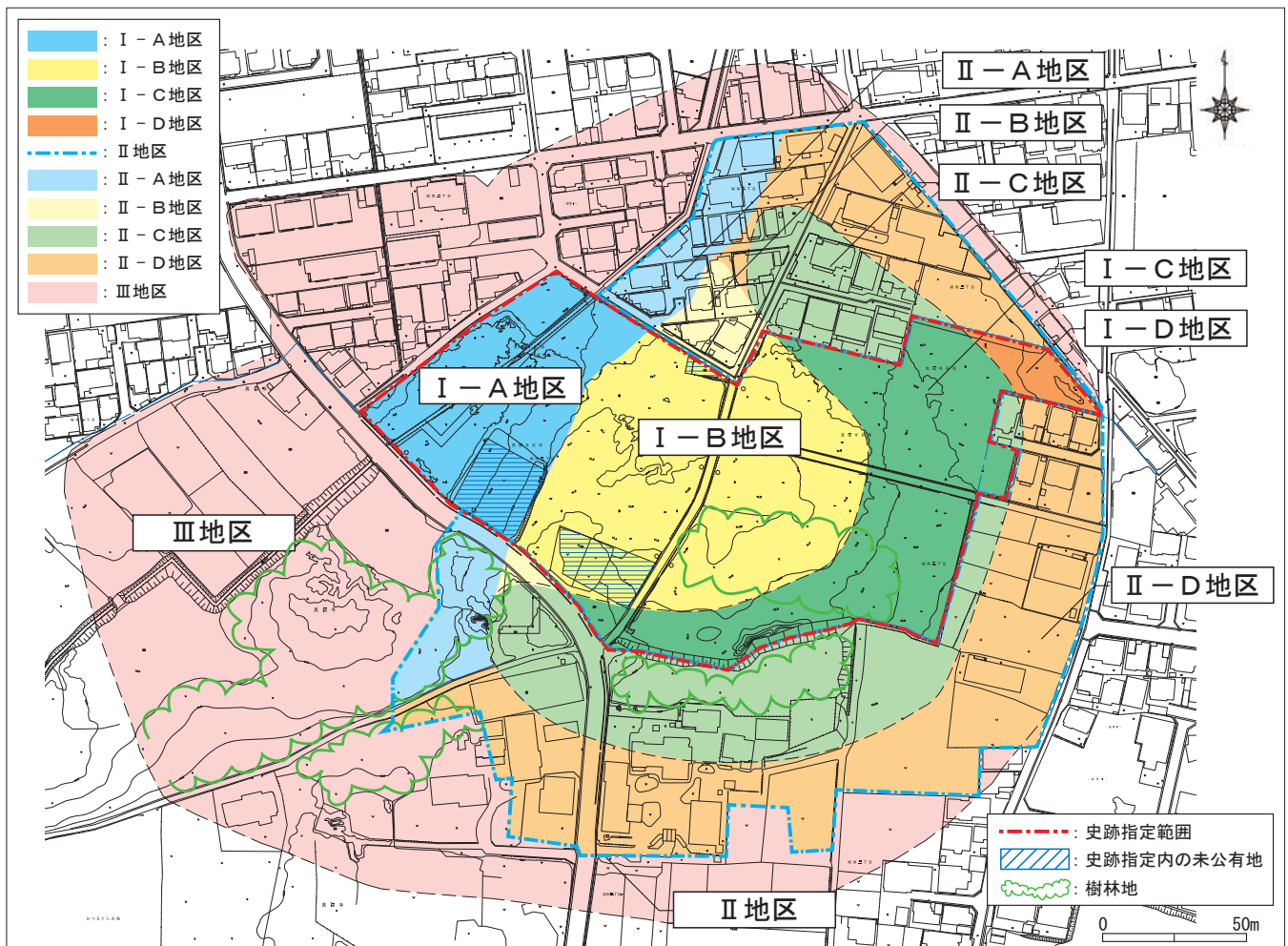
Ⅱ - D地区：環状の高まりの周囲に広がる範囲であり、集落の広がり推定され、追加指定後は住居跡などの遺構を確実に保護する必要があります。

Ⅱ地区（A～D）の追加指定後にはⅠ地区と同様の取扱いとします。追加指定までの管理として、文化財保護法に基づく埋蔵文化財包蔵地の取扱いとします。なお、その間に建築物・構造物等の新設や改築の計画が発生した場合には、地権者・管理者に遺跡保護について理解と協力を求めます。

Ⅲ地区

周知の埋蔵文化財包蔵地「真福寺貝塚」のうち上記Ⅰ・Ⅱ地区外の範囲です。今後の調査によってはⅠ・Ⅱ地区と一体的に捉える、またはその可能性があります。

文化財保護法に基づく埋蔵文化財包蔵地の取扱いとするとともに、景観保全の協力を働きかけます。



第19図 地区区分図

第2節 方法

(1) 地区区分ごとの具体的な保存管理の手法

地区区分ごとに現状変更の取扱、発掘調査、追加指定、公有化、整備の具体的な方法を定めます。

(2) 現状変更取扱基準

I - A地区・I - B地区・I - C地区・I - D地区は指定地内であり、原則として、遺跡の調査研究・保存活用に資する行為以外の現状変更は認めません。

II (A～D)地区は、追加指定までは文化財保護法に基づく埋蔵文化財包蔵地の取扱となります。追加指定後はI地区と同様となります。

III地区は、文化財保護法に基づく埋蔵文化財包蔵地の取扱となります。

(3) 指定地外の周辺環境を構成する要素の保存管理手法

II地区及びIII地区は指定地外ですが、周辺環境を構成する重要な範囲です。ともに埋蔵文化財包蔵地として文化財保護法93・94条に基づく必要な保護措置を講じた上で、史跡の保存管理と活用を見据えた取組を進めます。すなわち、II地区では史跡と一体的な保存について、III地区では景観の保全等について、地権者の理解と協力を求めます。

(4) 追加指定

II地区「今後保存が必要となる範囲」は、調査により主要な遺構の存在が明らかとなっています。この範囲は、遺跡の本質的価値を有する要素に匹敵すると考えられ、今後、追加指定を目指し、一体的な保存・活用を図ります。

(5) 公有地化

I地区に現在ある未公有地について、早期の公有地化を目指します。II地区は史跡指定された後に公有地化を目指します。

第3表 保存管理地区区分表

	I-A地区	I-B地区	I-C地区	I-D地区	II地区(A~D)	III地区	
地区の性格	<ul style="list-style-type: none"> 主要な遺構と遺物が存在する範囲であり、史跡に指定されている。 縄文時代後・晩期の低湿地であり、地下に有機質遺物が良好に保存される。 	<ul style="list-style-type: none"> 主要な遺構と遺物が存在する範囲であり、史跡に指定されている。 縄文時代後・晩期の環状の高まり(集落域)と低湿地間の斜面であり、環状集落の広場にあたる場であったと考えられる。 	<ul style="list-style-type: none"> 主要な遺構と遺物が存在する範囲であり、史跡に指定されている。 縄文時代後・晩期の環状の高まり(集落域)であり、住居跡、貯蔵穴、貝層等の遺構が発見されている。 	<ul style="list-style-type: none"> 主要な遺構と遺物が存在する範囲であり、史跡に指定されている。 縄文時代後・晩期の環状の高まり(C地区)の外延部である。C地区に比べ遺構・遺物の密度は低い、そこに集約された居住域のバックヤードにあたる地域である。 	<ul style="list-style-type: none"> 発掘調査や地下レーダー探査により主要な遺構の存在が明らかとなった範囲である。さらに、II-A地区は確認調査や航空写真などにより泥炭層の広がり想定される範囲である。 指定地と同等の価値を有することから、史跡としての保存が必要な範囲である。 地権者の同意を得られた所から追加指定を進める。 	<ul style="list-style-type: none"> 周知の埋蔵文化財包蔵地「真福寺貝塚」であり、I・II地区と一体的に捉える、またはその可能性がある範囲である。特にIII-A地区は航空写真により低湿地の広がり想定される範囲である。 史跡の周辺環境を構成する範囲である。 	
現況	<ul style="list-style-type: none"> 低湿地であり、湿潤な土地でイネ科植物が繁茂する。 雨水排水路が縦断する。 一部に未公有の土地がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 草地と樹林地となる。 公衆道路が縦断するほか、電柱・架空線がある。 一部に未公有の土地がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 草地と樹林地となる。 公衆道路が縦断するほか、電柱・架空線がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 草地となる。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成28年3月末時点で、道路及び道路用地以外、全て民有地である。 宅地・農地を主体とし、一部に樹林地がある。 公衆用道路が縦横に存在する。また架空線・電柱・擁壁・排水路・コンクリート塀等が存在する。 	II地区と同様	
保存管理・現状変更の取扱方針	<ul style="list-style-type: none"> 原則として、遺跡の調査研究・保存活用に資する行為以外の現状変更を認めない。 遺構・遺物を確実に保護するとともに、遺跡の価値を共有するための保存整備を積極的に推進する。 				<ul style="list-style-type: none"> 史跡指定と公有化を進める。 史跡指定されるまでの間は、文化財保護法に基づく埋蔵文化財包蔵地の取扱とした上で、地権者に遺跡保護の理解と協力を求める。 	文化財保護法に基づく埋蔵文化財包蔵地の取扱とする。	
現状変更の内容	建築物工作物	<ul style="list-style-type: none"> 現状において建築物は無い。また今後の新築は認めない。 新規工作物は、遺跡の調査研究・保存活用に資するものに限り認める。 史跡の本質的価値を有しないその他の要素について、現状の工作物は除却を目指す。 				<ul style="list-style-type: none"> 指定後は以下とする。 建築物の新築は認めない。 工作物は簡易なものに限り、遺構への影響が無いものについては認める。 増改築は確認調査を実施し、遺構に影響の無いものに限り認める。 除却は認める。 	地権者・管理者に景観保全等について理解と協力を求める。
	道路	<ul style="list-style-type: none"> 新設・拡幅は遺跡の調査研究・保存活用に資するもの以外は認めない。 維持管理のための軽微な補修に限り認める。 整備に伴い、車両規制や将来の移設も検討する。 				II-A・B・C・D地区について指定後はI地区と同様とする。	
	排水路	<ul style="list-style-type: none"> 既設排水路は軽微な補修に限り認める。 整備に伴い、移設を検討する。 	遺跡の調査研究・保存活用に資するもの以外は認めない。			II-A地区に隣接する排水路の整備・改修については、II地区に影響を及ぼさないよう、慎重な検討が必要である。	地権者・管理者に景観保全等について理解と協力を求める。
	地形	遺跡の調査研究・保存活用に資するもの以外は認めない。				II-A・B・C・D地区について指定後はI地区と同様とする。	
	樹木	<ul style="list-style-type: none"> 遺跡の調査研究・保存活用に資するもの以外の植栽は認めない。 遺構・遺物に抵触する可能性のある樹木については伐採する。尚、抜根は地下遺構への影響を考慮してその都度検討する。 					
	遺構保護対策	<ul style="list-style-type: none"> 有機質遺物の保存のため、湿潤な環境を維持する。 盛土や重量物の設置は行わない。 	<ul style="list-style-type: none"> 掘削・盛土を行う際には地下の遺構を傷めないよう注意する。 	<ul style="list-style-type: none"> 掘削・盛土を行う際には地下の貝層や遺構を傷めないよう注意し、保護に努める。 盛土を行う際には土砂が流出することの無いよう努める。 	<ul style="list-style-type: none"> 掘削・盛土を行う際には地下の遺構を傷めないよう注意する。 	II-A・B・C・D地区について、指定後はI地区と同様とする。	—
発掘調査	<ul style="list-style-type: none"> 調査研究・保存活用の必要に応じて発掘調査を実施する。 				<ul style="list-style-type: none"> 地権者の要望等を踏まえ、計画的に指定と公有地化を推進する。 	建築物・工作物等の増改築や除却に際して確認調査を行う。	
追加指定	—				<ul style="list-style-type: none"> 指定・公有地化の状況に応じて、整備に向けた発掘調査等を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> 重要な遺構が発見された場合には検討する。 	
公有地化	未公有の土地については地権者と協議し、早期の公有地化を目指す。					<ul style="list-style-type: none"> 遺跡の調査研究・保存活用に必要な場合には公有地化を協議する。 	
整備	優先的に保存活用を目的とした整備を推進する。				<ul style="list-style-type: none"> 指定・公有地化の状況に応じて、遺構の在り方に則った整備を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 現状維持を基本とするが、遺跡の調査研究・保存活用に必要な場合には整備を協議する。 	